

38 生徒心得

1 一般心得

- (1) 太田西山高校生としての自覚と誇りを持って、行動しよう。
- (2) 常に学業に励み、学力の増進をはかろう。
- (3) 高校生として好ましい服装をするよう心がけよう。
- (4) 公衆道徳を守り、公共物を大切にしよう。
- (5) 時間を守り、ゆとりある生活にしよう。
- (6) 正しい言葉づかいをするよう心がけよう。
- (7) 交通法規を守り、常に交通安全に努めよう。

2 校内生活の心得

- (1) 始業10分前までに登校し、遅刻をしない。
- (2) 登校後、やむを得ず外出する場合は、ホームルーム担任から外出届（生指様式第1号）を発行してもらい所持する。
- (3) 放課後、居残る場合には、午後5時までとする。それ以降は、関係教職員の許可を受ける。
- (4) 学校の施設又は用具を使用する場合には、その管理責任者の許可を受けて使用し、使用後は必ず整頓する。
- (5) 校内にポスター等を掲示する場合は、関係教職員の許可を受ける。
- (6) 生徒間の金銭の貸借、物品の売買はしない。また、不必要な金品は持参しない。
- (7) 放課後の清掃を行い、常に校舎、校庭等の環境美化に努める。

3 校外生活の心得

- (1) 常に本校の生徒として、また、社会の一員としての自覚に基づいて行動する。
- (2) 高校生として好ましくない場所に入出入りしない。
- (3) 夜間の外出はできるだけ避ける。特に、23時以降の外出（「茨城県青少年のための環境整備条例第20条」）や、保護者の許可のない外泊はしない。
- (4) 生徒のアルバイトは、アルバイト許可願（生指様式第2号）を提出し、校長の許可を受ける。ただし、20時以降の勤務や、主として酒類を提供する飲食店等は禁止する。また、1年生は夏季休業終了後（9月より）許可する。

4 自転車・スクーター通学及び免許取得について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学届（生指様式第3号）を提出し、車体にステッカーを付ける。また、任意保険には、できるだけ加入する。
- (2) スクーターのみ通学を許可する。（使用スクーターは、排気量50cc以下とする）
- (3) スクーター通学を希望する生徒は、スクーター通学許可願（生徒指導様式第4号）提出し、校長の許可を受け、車体にステッカーを付ける。ただし、学校から自宅までの距離が6km以上あることを条件とする。
- (4) 第2学年からスクーター通学を許可する。ただし、自賠責はもとより任意保険にも必ず加入する。
- (5) スクーター乗車にあたって着用するヘルメットは、白色（フルフェース）とする。
- (6) スクーター通学生徒は、スクーター実技講習会を受講する。
- (7) 原付免許は、原付免許取得願（生指様式第5号）を提出して、校長の許可を得てから学校の休業日に取得する。免許取得後は、原付免許取得届（生指様式第6号）を提出する。
- (8) 普通自動車免許の取得は禁止する。ただし、第3学年の10月以降に限り、自動車免許取得許可願（生指様式第7号）を提出した生徒は、自動車学校への入校を許可する。
- (9) 自動車学校の入校を許可された生徒は、教習中は入校許可書（生指様式第8号）を携帯し、自動車運転免許を取得したら自動車運転免許取得届（生指様式第9号）を提出する。
- (10) 自動二輪車免許の取得は禁止する。
- (11) 自転車・スクーターは、校内の所定の場所に置く。

5 制服について

(1) 制服

- ア 本校所定の標準服を着用する。ただし、夏期（6月1日～9月30日）は、本校所定の夏服を着用する。
 - イ 冬服は10月1日より翌年5月31日までとし、夏服は6月1日より9月30日までとする。ただし、更衣の前後7日間程度は、夏服冬服どちらを着用してもよい。天候等を鑑み生徒指導部で審議して指示する。
 - ウ スカートの長さは、膝の中心とする。
 - エ ズボンをずり下げたり、シャツを出さない。
- (2) 防寒着は、高校生らしい地味なものとする。
- (3) カバンは、学生らしいものとする。
- (4) 靴は標準的なものとし、踵を踏みつけない。
- (5) 髪は、流行にとらわれない高校生らしい髪型とし、パーマ・毛染め・脱色・付け毛等は禁止する。
- (6) 化粧すること、ピアス等の装飾品を身に付けることは禁止する。
- (7) 校内では、定められた上履き（学年別色）を使用する。また、上履きは、教室用と体育館用を区別して着用する。

6 欠席・遅刻・早退・欠課について

(1) 欠席

- ア 欠席するときは、ホームルーム担任又は学校に保護者が電話等で連絡する。

(2) 遅刻・早退・欠課

- ア 遅刻の場合には、職員室で遅刻カードに記入し、ホームルーム担任等に提出する。
- イ 早退・欠課の場合には、ホームルーム担任の許可を受け、早退許可書（生指様式第10号）を発行してもらおう。

7 賞罰について

- (1) 生徒は次のような場合には、表彰されることがある。

- ア 学業人物ともに優れ、校内外において他の模範となった場合。
- イ 体育、文化活動において、特に優れた業績を残した場合。
- ウ 校内外において、全体の福祉向上のため、顕著な功績があった場合。

- (2) 教育上必要があると認めるときは、特別指導の対象となることがある。

39 服装・頭髪指導規程

1 頭髪について

パーマ・ヘアカラー（毛染め）・ブリーチ（脱色）等は禁止とする。各種整髪剤を使って、必要以上に髪型を作ることや、エクステンション（付け毛）を付けることも禁止する。

2 装飾品について

- (1) 化粧・マニキュア等は禁止する。
- (2) アクセサリー（指輪、ピアス、ネックレス等）は禁止する。

3 標準服について

(1) 冬服

ア 標準服A

- a 学校指定の上着・ワイシャツ・ネクタイ・冬用スラックスを着用する。
- b 暑いときには、上着を脱いでワイシャツ姿でいてもよい。また、学校指定のベストを着用してもよい。
- c 寒いときには、上着の下に、上着に隠れる長さのセーター・カーディガン（無地の紺）を着用してもよい。
- d 通学時には派手でないコートの着用を認めるが、上着は必ず着用すること。
- e ネクタイが見えないセーター等は着用しない。
- f スラックスは、裾が床や地面を擦らないように着用する。

イ 標準服B

- a 学校指定の上着・ワイシャツ・ネクタイ・冬用スカート又は冬用スラックスを着用する。
- b 暑いときには、上着を脱いでワイシャツ姿でいてもよい。また、本校指定のベストを着用してもよい。
- c 寒いときには、上着の下に、上着に隠れる長さのセーター・カーディガン（無地の紺）を着用してもよい。
- d 通学時には派手でないコートの着用を認めるが、上着は必ず着用すること。
- e ネクタイが見えないセーター等は着用しない。
- f スカート丈は、膝の中心とする。

(2) 夏服

ア 標準服A

- a 学校指定のワイシャツに夏用スラックスを着用する。
- b 学校指定のベストを着用してもよい。
- c ワイシャツの中に色物のTシャツを着用しない。
- d ネクタイは着用しなくてもよい。
- e スラックスは、裾が床や地面を擦らないように着用する。また、裾をまくって着用しない。

イ 標準服B

- a 学校指定のワイシャツに夏用スカート又は夏用スラックスを着用する。
- b 学校指定のベストを着用する。
- c ネクタイは、着用しなくてもよい。
- d スカート丈は、膝の中心とする。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

40 服装・頭髪指導規程細則

1 冬服

(1) 標準服A

- ア ワイシャツの襟をブレザーの上に出さない。
- イ ワイシャツのボタンをすべて留めたうえで、ネクタイを着用する。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。
- エ スラックスのウエストが、腰骨の上にくるように着用する。
- オ 靴の踵を踏みつけない。

(2) 標準服B

- ア ワイシャツの襟をブレザーの上に出さない。
- イ ワイシャツのボタンをすべて留めたうえで、ネクタイを着用する。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。
- エ スカートの長さは、膝の中心とする。
- オ スカートの下にジャージ・ハーフパンツ及びスウェットパンツを着用しない。
- カ 靴の踵を踏みつけない。

2 夏服

(1) 標準服A

- ア ワイシャツの襟を立てない。
- イ ワイシャツの上から2番目以降のボタンは、必ず締める。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。
- エ スラックスのウエストが、腰骨の上にくるように着用する。
- オ 華美なベルトを着けない。
- カ スラックスの裾をまくらない。
- キ 靴の踵を踏みつけない。

(2) 標準服B

- ア ワイシャツの襟を立てない。
- イ ワイシャツの上から2番目以降のボタンは、必ず締める。
- ウ ワイシャツの裾を出さない。
- エ スカートの長さは、膝の中心とする。
- オ 靴下は必ず着用する。
- カ 靴の踵を踏みつけない。

3 スクーター通学者の服装

危険を避ける服装（派手でないもの）を認める。ただし、校内では規定の制服を着用する。

4 異装について

異装は、異服許可願（生指様式第9号）に基づき内容を検討し、着用を認める。

付 則

この規程細則は、平成31年4月1日から施行する。

